

用地測量積算基準及び標準歩掛 物件調査等積算基準及び標準歩掛の一部訂正（正誤表）

赤字下線：今回訂正箇所

対象となる積算基準等：令和８年７月２０日以降適用

	正	誤
43頁	イ その他原価 その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。 (7) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費、<u>熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）</u>等の経費とする。 <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u>	イ その他原価 その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。 (7) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。